

# 第8 予防行政の現況

## 主な内容

- 火災予防思想の普及
- 民間防火組織
- 自主防火体制
- 消防用設備等
- 表示・公表制度
- 消防設備士試験
- 消防設備士講習



## 第 8 予防行政の現況

### 1 火災予防思想の普及

- (1) 秋季全国火災予防運動（毎年 11 月 9 日～15 日）及び春季全国火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

もういいかい 火を消すまでは まあだだよ（平成 26 年度全国統一防火標語）

火災多発期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐために、昭和 24 年から春秋の 2 回、全国一斉に火災予防運動が行われることになった。

秋の火災予防運動は昭和 28 年以後、毎年 11 月 26 日から 1 週間、春の火災予防運動は昭和 30 年以後、消防記念日（3 月 7 日）を中心に 2 月末日から 2 週間とされてきたが、平成元年度から秋の火災予防運動については、昭和 62 年度から設けられた「119 番の日」と関連付け、相乗的な効果があげられるよう 11 月 9 日から 11 月 15 日まで、また、春の火災予防運動については、3 月 1 日から 3 月 7 日までに集中することとされた。

県内においても、国が定めた全国一斉実施事項を中心に、県及び市町村の広報宣伝活動により火災予防思想の普及を図り、市町村消防機関の行う消防ひろば、防火パレード、防火作品展、消防訓練、独居老人家庭及び一般家庭の防火指導等多彩な運動が展開された。

- (2) 車両火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図ることにより車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省の主唱により、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (3) 全国山火事予防運動（3 月 1 日～7 日）

林野火災が例年晩秋から春先にかけての乾燥期に多く発生することにかんがみ、国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に努めるため、消防庁と林野庁の主唱のもとに、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (4) 文化財防火デー（1 月 26 日）

昭和 24 年 1 月 26 日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として昭和 30 年以来、毎年 1 月 26 日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の主唱により実施されることとなった。

- (5) 防火の日（毎月 19 日）

県民への防火思想の普及浸透をより一層図ることを目的として、愛知県と愛知県消防協会の主唱により、昭和 48 年愛知県消防大会において「毎月 19 日は防火の日」とする旨決議され、昭和 49 年 1 月 19 日以来実施され、今日に至っている。

## (6) 119 番の日

国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的に、消防庁は、自治体消防 40 周年の記念事業として、昭和 62 年から毎年 11 月 9 日を「119 番の日」として的確な 119 番通報の呼びかけ等を各消防機関において実施しているが、平成元年からは、秋季火災予防運動期間の初日と関連づけられている。

## 2 民間防火組織

### (1) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や各家庭における火災の防止を図るとともに、火に関する諸原理を実際に即して勉強させ、学校において教育させるべき社会科、理科及び家庭科の学習の補助を目的とするものであって、昭和 25 年少年消防クラブ取扱要綱が制定され、学校、消防署又は市町村を単位に全国的にクラブの結成が始まり、続いて昭和 28 年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」（会長 消防庁長官）が設けられた。愛知県においては、昭和 30 年 4 月 1 日に支部規約を制定し、県防災局長が支部長となっている。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれ地域によって異なるが、主なものの事例として、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、避難訓練、防火ポスター等の作成、火災予防運動への参加・協力であり、特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

県支部は、平成 27 年 5 月 1 日現在で、896 のクラブ、145,763 名のクラブ員を擁し、県消防学校一日入校（平成 26 年度は、7 月 30 日から 8 月 1 日の 3 日間実施し、約 1,500 名のクラブ員が入校した。）をはじめ防火作品の募集、クラブ会報の発行、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行うとともに消防庁との連絡協調を図ってクラブの育成向上に努めている。（統計資料第 6-8 表「平成 26 年度消防表彰受賞者（その 6）」及び統計資料第 8-1 表「少年消防クラブの状況」のとおり。）

### (2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭において火を使用する機会の多い女性を対象に、火災予防の知識を養う必要があることから任意に結成されたものであり、消防職員、消防団員の指導のもとに各家庭の防火診断をはじめ、火気使用器具類の正しい取扱い方法、消火器具の操作方法、防火講習会開催等の火災予防や火災時の処置方法及び怪我や急病に対する応急方法を習得するなど、地域の火災予防に積極的に活動するほか、初期消火等、女性による防火活動は重要な役割を果たしている。

県内には、平成 26 年 4 月 1 日現在 25,839 名のクラブ員を擁した 337 のクラブが存在し、優良なクラブ及びクラブ員については、日本消防協会長表彰又は愛知県消防協会長表彰が行われるなど、充実した活動を展開し、予防活動の中核の一つとして重要な存在となっている。

（統計資料第 6-8 表「平成 25 年度消防表彰受賞者（その 5）」及び統計資料第 8-2 表「婦人防火クラブの状況」のとおり。）

## 3 自主防火体制

### (1) 防火管理制度

火災発生の防止と火災による被害の軽減を図るためには、市町村の消防力の充実強化とともに、

国民自らによる火災予防体制を推進しなければ十分な効果をあげることができない。この制度の一つとして防火管理制度がある。

防火管理制度は、収容人員が 10 人以上の老人短期入所施設等又は収容人員が 30 人以上の特定防火対象物（劇場、公会堂、キャバレー、遊技場、料理店、百貨店、旅館、病院、老人デイサービス施設等、幼稚園、蒸気浴場、これらの用途を含む複合用途防火対象物、地下街等不特定多数の者が利用する施設、あるいは災害弱者が収容されている施設をいう。）及び収容人員が 50 人以上の非特定防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任させ、その者に消防計画の作成、これに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など防火管理上必要な業務を行わせることにより、防火対象物の防火管理を徹底させようとするものである。

防火管理者は、主に消防長や県知事などが行う講習会の課程を修了した者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にあるものから選任することとなっている。

なお、昭和 61 年 12 月 9 日に消防法施行令が改正され、昭和 62 年 4 月 1 日から防火管理制度は、甲種防火管理講習を修了した甲種防火管理者と乙種防火管理講習を修了した乙種防火管理者の 2 種類の防火管理者に区分されることになった。防火管理の必要な建物のうち、老人短期入所施設等、特定防火対象物で 300 m<sup>2</sup>以上又は非特定防火対象物で 500 m<sup>2</sup>以上の建物は甲種防火管理者から、それ以外の建物については甲種防火管理者又は乙種防火管理者から防火管理者を選任することになっている。

また、平成 18 年 4 月 1 日から防火対象物の管理形態の複雑化や、防災設備の高度化、さらに消防法令の改正などに対応し、防火管理者が防火管理を適正に行うために必要な最新の知識、技術を身につけるため、収容人数 300 人以上の特定防火対象物の甲種防火管理者に 5 年ごとの再講習の受講が義務付けられた。

過去の火災事例をみても、避難誘導、通報連絡、初期消火等が適切に行われず、あるいは、避難施設や消防用設備等が設置されているにもかかわらず、これらの使用方法を熟知していなかったため、被害を大きくした事例が数多くあり、特に昭和 55 年 11 月 20 日に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災は、ホテル火災としては、戦後最大の死者 45 名を出すという大惨事となった。この火災においても、防火管理面の不備が厳しく指摘されている。また、昭和 61 年 2 月 11 日に発生した静岡県熱川温泉ホテル大東館火災においては、特に、夜間における防火管理体制の徹底が指摘されている。

平成 27 年 3 月 31 日現在の防火管理実施状況は、統計資料第 8-3 表「防火管理実施状況(その 1)」に示すとおりであるが、防火管理者選任届出率は 80.2%、また、消防計画作成届出率は 72.4%となっている。

したがって、このような防火管理者の果たす役割の重要性にかんがみ、消防機関は、防火管理者の指導と再教育に力を入れるとともに、防火管理者を置かなければならない防火対象物に防火管理者が置かれていない場合には選任命令を発するなどして、防火管理の一層の徹底を図ることが必要である。

## (2) 共同防火管理制度

管理について権原の分かれている高層建築物や地下街等においては、避難訓練など防火管理業務が個別に行われるより、統一的、一体的に行われる方が有効である。

そこで、管理について権原の分かれている一定の建物については、消防法で防火管理業務が統一的に行われるように共同防火管理を義務付けている。

共同防火管理制度は、昭和 61 年 12 月 9 日に消防法施行令が一部改正され、昭和 62 年 4 月 1 日から制度の強化が図られている。共同防火管理を義務付けられている建物は、管理権原の分かれている防火対象物のうち、高層建築物（高さ 31m を超える建築物）、地階を除く階数が 3 以上で収容人員が 30 人を超える特定防火対象物、地階を除く階数が 5 以上で収容人員が 50 人を超える複合用途防火対象物（ただし、特定防火対象物に該当する複合用途防火対象物を除く）、準地下街及び消防長等が指定した地下街が該当し、これらの建物の各管理権原者は、共同防火管理協議会の設置、統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成等を協議して定めておかなければならないこととされている。

平成 27 年 3 月 31 日現在の共同防火管理実施状況は、統計資料第 8-3 表「防火管理実施状況（その 2）」に示すとおりである。

## (3) 防火対象物定期点検報告制度

平成 13 年 9 月 1 日に東京都新宿区歌舞伎町で延べ面積がわずか 500 m<sup>2</sup>程度の小規模なビルにも拘らず、44 名が犠牲となる雑居ビル火災が発生した。大きな被害となった最大の原因は、防火管理体制の不備にある。近年は、防火対象物が大規模化、高層化する一方で、管理権原が複雑に入り組んだ雑居ビルも増加している。

そこで、このような社会情勢の変化を踏まえた上で、同様の事故の発生防止を図るため、平成 14 年 4 月 26 日に消防法が改正され、防火対象物定期点検報告制度を設けて防火管理上必要な業務、消防用設備等の設置及び維持、その他火災予防上必要な事項について点検し防火管理を徹底することとした。この制度は、一定の防火対象物の管理権原者が 1 年に 1 回、高度な知識を持つ防火対象物点検資格者に防火対象物の点検を実施させ、その結果を消防機関に報告するもので平成 15 年 10 月 1 日から施行された。

なお、平成 27 年 3 月 31 日現在の定期点検報告状況は、統計資料第 8-11 表「防火対象物定期点検報告等の実施状況」に示すとおりである。

## 4 消防用設備等

### (1) 防火対象物の実態

平成 27 年 3 月 31 日現在における県内の防火対象物（消防法施行令別表第 1(1)項～(19)項に掲げるもので(17)項及び(18)項を除き延べ面積が 150 m<sup>2</sup>以上のもの）の数は、統計資料第 8-4 表「防火対象物数の状況」及び第 8-6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

### (2) 消防用設備等の規制の現況

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持については、消防法第 17 条第 1 項の規定によ

り、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物のうち消防法施行令で定めるものの関係者は、防火対象物の用途、規模、構造等に応じて消防法施行令、同施行規則で定める具体的な基準に従い、消火設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、水噴霧消火設備等）、警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備、漏電火災警報器等）、避難設備（避難器具、誘導灯等）、消防用水及び消火活動上必要な施設（排煙設備、連結送水管、連結散水設備、非常コンセント設備等）を設置し、維持管理することが義務づけられている。

これらの消防用設備等の設備及び維持に関する技術上の基準については、昭和49年6月1日に消防法が、また同年の7月1日及び12月2日に消防法施行令及び消防法施行規則がそれぞれ一部改正されて以来、特定防火対象物に対するいわゆる既存遡及適用など逐次整備強化されている。

なお、昭和62年6月6日に東京都東村山市で発生した特別養護老人ホーム松寿園火災を契機に昭和62年10月2日に消防法施行令が一部改正され、自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設及び病院について、スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備の設置義務面積の範囲拡大が昭和63年4月1日から施行されている。同様に、平成2年3月18日に兵庫県尼崎市で発生したスーパー長崎屋尼崎店火災を契機に、物品販売店等についてもスプリンクラー設備の設置義務面積の範囲が拡大され、平成2年12月1日から施行されている。

また、消防用設備等の設置の適正化と設置された設備の機能保持の徹底を図るため、防火対象物の種類と規模に応じてその所有者等は、消防用設備等を設置した際にその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けるとともに、定期的に消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、その結果を一定期間ごとに消防長又は消防署長に報告することが義務付けられている。

なお、前出の新宿雑居ビル火災で多数の逃げ遅れによる死者が発生したことを踏まえ、同種の火災の再発防止を図るため、平成14年8月2日に消防法施行令が一部改正された。その中で、この種の対象物では、早期に避難を開始する必要があることにかんがみ、自動火災報知設備の設置対象が拡大され平成15年10月1日から施行されている。

ここ数年の施行令等の改正に関して、平成19年1月20日に兵庫県宝塚市で発生したカラオケボックスでの火災で多数の死傷者が発生したことをうけ、火災の際、その早期覚知・伝達を確実にを行い、逃げ遅れを防ぐことが特に必要となるカラオケボックスや個室ビデオ店は、平成20年10月1日付けで消防法施行令の一部が改正され、消防法施行令別表第一に(2)項ニが新たに定められるとともに、カラオケボックス等は従前においては、300㎡以上で自動火災報知機の設置が義務付けられていたが、平成20年10月1日以降はすべてのカラオケボックス等において設置が義務付けられた。

さらに、平成18年1月8日、長崎県大村市内にある認知症高齢者グループホームにおいて発生した火災による被害（入所者7名が死亡、3名が負傷）を踏まえ、認知症高齢者グループホーム等の自力避難困難者が入所している小規模社会福祉施設について、防火安全対策を強化するため、平成19年6月13日に消防法施行令・消防法施行規則を改正し、新たにスプリンクラー設備や自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備が義務付けられた。

### (3) 消防用設備等の設置状況

消防用設備等の設置状況については、統計資料第 8-7 表「消防用設備等設置状況」に示すとおりである。これによれば、違反防火対象物（消防用設備等が防火対象物の過半部分にわたって設置されていないもの又は全く設置されていないもの）がまだ相当数存在しているうえに、設置済防火対象物でも非常電源、加圧送水装置、水源の水量、配線、配管等の一部が基準に適合していないもの（表中「うち一部違反」欄の数）があるので、これら消防用設備等の改修を必要とする防火対象物に対して、今後は、消防機関の立入検査の強化など指導體制の万全を期し、消防用設備等の完全設置を推進しなければならない。また、昭和 55 年 8 月 16 日に発生した、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災にかんがみ、昭和 56 年 1 月、消防法施行令が改正され、建築物の地階で連続して地下道に面し、使用形態上地下街に類似したいわゆる準地下街に対し、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の設置について地下街に準じた規制を行うとともに、消防用設備等に新たにガス漏れ火災警報設備が加えられ、併せて大規模な地下街、準地下街及び特定の建築物の地階についてもその設置が義務付けられた。

### (4) 消防用設備等の保守体制の設備状況

平成 27 年 3 月 31 日現在における消防用設備等の点検・報告状況は、統計資料第 8-8 表「消防用設備等の点検報告等の実施状況」に示すとおりであるが、全体で 45.8%と報告率は 5 割を下回っており、今後一層の啓発・指導に努めなければならない。

特に一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせることとされており、消防設備点検資格者は、一定の受講資格を有する者で消防庁長官の指定講習を修了した者とされているが、この講習を実施する機関として昭和 50 年 8 月財団法人日本消防設備安全センターが設立され、当該指定講習のほか、消防用設備等の品質性能の自主管理、保守業務円滑化の推進、消防用設備等に関する情報の提供等の業務を実施し、消防用設備等の保守体制の確立に寄与することとされている。

愛知県においては、昭和 52 年 4 月(財)愛知県消防設備安全協会が設立され、上記指定講習を(財)日本消防設備安全センターからの委託により実施するほか、保守業務推進の啓発に努めている。

### (5) 防災規制

#### 防災物品の使用の現状

消防法第 8 条の 3 の規定により、旅館、ホテル、病院等の防災防火対象物において用いられるカーテン、どん帳、じゅうたん等の防災防火物品については、所定の防災性能を有するもの（防災物品）と定められている。

平成 27 年 3 月 31 日現在での県内の防災防火対象物における防災物品の使用状況は、統計資料第 8-9 表「防災物品使用状況」に示すとおりである。

### (6) 立入検査及び措置命令の実態

消防機関は、消防法第 4 条の規定により防火対象物に立ち入って当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等进行检查する等の立入検査を行っている。

平成 26 年度中に県内の消防機関が行った立入検査の実施状況は、統計資料第 8-6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。



立入検査を行った結果、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合、その他火災の予防上必要があると認める場合には、消防法第5条の規定により権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

また、法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でない等のため、引き続き火災の予防に危険であると認める場合等には、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

さらに、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができる。

これらの措置命令は、警告書の交付等によってもなお是正されない防火対象物に対して発動されるものであり、この措置命令を発しても是正されない防火対象物に対しては告発等を行い、防火対象物における消防用設備等の設置及び維持を確保するため完全を期さなければならない。

なお、平成14年4月26日の消防法改正により、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、立入検査の時間制限を廃止するとともに、措置命令（法第3条、第5条第1項及び第5条第2項等）の発動要件を明確化し、さらに、措置命令を行った場合の公示を義務付けている。

#### (7) 消防同意の実態

立入検査、措置命令と並んで予防行政の重要な柱をなすものに、消防法第7条の規定に基づく消防同意の制度があるが、これは建築物の新築、増設等について、特定行政庁等が許可、確認等を行う場合、事前に消防機関の同意を得ることを義務付けることにより、建築物の新築、増設等の計画の段階で消防機関が防火の観点からチェックし、予防行政の完璧を図ろうとするものである。

なお、昭和59年2月21日に消防法施行令が改正され、一定の住宅に対する消防同意を廃止する等、消防同意事務の簡素合理化が図られた。

平成26年度中の県内の消防同意事務処理件数は、統計資料第8-10表「建築同意事務処理状況」に示すとおりである。同表中「指導有」とあるのは、防火に関する法令の規定に適合しないとか、あるいは、適法ではあるが更に防火上安全性を高める必要があるため指導するなどの理由により是正させる等行政指導を行った後に同意したものをいうが、消防同意事務は、その性格上、建築物について個別かつ具体的な判断が要求されるわけであり、個々の対象物についてきめ細かな行政指導を行うことが必要である。

## 5 表示・公表制度

表示・公表制度は、昭和55年11月に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災を契機として、昭和56年度から全国の消防本部等（消防本部と消防本部未設置町村をいう。以下同じ。）で実施している。

旅館・ホテルなど不特定多数の者を収容する防火対象物の火災による惨事を防止するためには、消防法令に違反する防火対象物に対する是正の手段として、法令上の措置をとるだけでなく、広く

一般利用者に防火対象物の防火管理の状況・消防用設備等の設置状況等についての情報を提供することが防火安全体制の確立を図るうえで効果的である。そこで、一定の防火対象物について、一定の防火上の基準に達しているその旨を見やすいところに表示することにより、利用者に情報提供する制度である。

防火対象物定期点検報告制度が平成 15 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、「適マーク」制度が廃止され、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示がなされていたが、平成 24 年 5 月に広島県福山市で発生したホテル火災を受け、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示は廃止され、「適マーク」制度の仕組みを再構築した防火対象物に係る表示制度の運用が開始されている。

## 6 消防設備士試験

消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、試験に合格し消防設備士免状の交付を受けた者は消防用設備等の工事又は整備を行うことができる。

試験は、消防設備士免状の種類に応じ、甲種消防設備士試験（特類、第 1 類～第 5 類）、乙種消防設備士試験（第 1 類～第 7 類）に分かれている。甲種の免状では、工事と整備の業務を、乙種の免状では、整備の業務を行うことができる。いずれも免状の指定区分に応じた種類の消防用設備等の工事及び設備に限られている。

この消防設備士試験は、昭和 60 年度から知事が委任した(一財)消防試験研究センターが実施しており、平成 26 年度は試験を 2 回実施したが、受験者数等は統計資料第 8-12 表「平成 26 年度消防設備士試験状況」のとおりである。

なお、消防設備士の試験制度が設けられた昭和 41 年度から平成 26 年度までの実施状況は、統計資料第 8-13 表「年度別消防設備士試験実施状況」のとおりである。

## 7 消防設備士講習

消防用設備等に関する技術の進歩は著しく、これについての基準も技術の進歩に応じて改正されている。

そこで、消防設備士は、その業務を誠実にやり、消防用設備等の工事又は設備に関する技術の向上を図るため、常に新しい知識や技術を身につけておく必要があることから、消防設備士の講習制度が設けられ、受講義務が課せられている。講習の受講期限は、免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 2 年以内、その後は講習を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内ごととされている。また、昭和 57 年度から(一財)愛知県消防設備安全協会に講習事務の一部を委託して実施している。

平成 9 年度から講習区分が改正され、多種類免状所有者の受講回数が低減されるよう措置されており、平成 26 年度までに実施した講習の受講者は統計資料第 8-14 表「消防設備士講習実施状況」のとおりである。



第8-1表 少年消防クラブの状況

27.5.1現在

区分 団体名	計		区分 団体名	計		区分 団体名	計	
	クラブ数	クラブ員数		組織数	クラブ員数		組織数	クラブ員数
県計	896	145,763	知多中部 広域事務組合	28	4,748	西春日井 広域事務組合		
			半田市	13	2,370	清須市	-	-
名古屋市	113	1,817	阿久比町	4	483	北名古屋市	-	-
豊橋市	52	7,243	東浦町	7	984	豊山町	-	-
岡崎市	70	18,248	武豊町	4	911			
一宮市	42	7,593	海部東部 消防組合	6	644	設楽町	-	-
瀬戸市	30	5,884	あま市	5	479	東栄町	-	-
春日井市	53	1,055	大治町	1	165	豊根村	-	-
豊川市	26	3,555	尾三 消防組合	34	8,464			
津島市	12	1,120	日進市	13	3,582			
豊田市	103	20,602	東郷町	9	1,971			
西尾市	36	8,350	みよし市	12	2,911			
蒲郡市	7	2,182	丹羽広域 事務組合	6	375			
犬山市	14	2,122	大口町	3	191			
常滑市	6	93	扶桑町	3	184			
江南市	10	1,973	海部南部 消防組合	4	137			
小牧市	25	8,789	弥富市	3	106			
稲沢市	25	731	飛島村	1	31			
新城市	1	356	知多南部 消防組合	12	684			
東海市	18	6,830	南知多町	6	258			
大府市	8	1,183	美浜町	6	426			
知多市	15	4,257	衣浦東部 広域連合	71	18,329			
尾張旭市	9	1,591	碧南市	12	2,887			
岩倉市	5	411	刈谷市	21	2,860			
豊明市	12	166	安城市	29	9,689			
田原市	25	2,969	知立市	7	1,366			
愛西市	6	666	高浜市	2	1,527			
長久手市	1	1,215						
蟹江町	2	100						
幸田町	9	1,281						

第8-2表 婦人防火クラブの状況

27.4.1現在

区分 団体名	計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加入状況	区分 団体名	計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加入状況
	組織数	人員			組織数	人員	
県計	333	25,635	23	丹羽広域事務組合	41	17,336	
名古屋	13	928	△	大口町	-	-	
豊橋	48	561	○	扶桑町	41	17,336	
岡崎	31	539	○	海部南部消防組合	-	-	
一宮	11	399	○	飛島村	-	-	
瀬戸	10	360	○	弥富町	-	-	
春日井	-	-		知多南部消防組合	-	-	
豊川	1	45	○	南知多町	-	-	
津島	1	21	○	美浜町	-	-	
豊田	10	266	○	衣浦東部広域連合	48	1,725	
西尾	1	85	○	碧南市	7	1,304	○
蒲郡	1	39	○	刈谷市	22	145	○
犬山	1	348	○	安城市	19	276	○
常滑	1	24	○	知立市	-	-	
江南	-	-		高浜市	-	-	
小牧	64	905	○	西春日井広域事務組合	-	-	
稲沢	-	-		清須市	-	-	
新城	1	30	○	名古屋	-	-	
東海	-	-		豊山町	-	-	
大府	-	-		設楽町	-	-	
知多	7	153		東栄町	3	81	
尾張旭	1	90	○	豊根村	-	-	
岩倉	1	90					
豊明	32	1,209	○				
田原	1	16					
愛西	-	-					
長久手	1	113	○				
蟹江町	-	-					
幸田町	1	28					
知多中部広域事務組合	-	-					
半田市	-	-					
阿久比町	-	-					
東浦町	-	-					
武豊町	-	-					
海部東部消防組合	2	84					
あま市	1	29	○				
大治町	1	55	○				
尾三消防組合	1	160					
日進市	-	-					
東郷町	1	160	○				
みよし市	-	-					

※ 愛知県婦人消防クラブ連絡協議会加入状況欄の△印は、1クラブのみ協議会加入

第8-3表 防火管理実施状況(その1)

消防法第8条関係

27.3.31現在

防火対象物の用途別区分 (令別表第1の項別)			防火管理者 選任義務対 象者数(法第 8条第1項)	防火管理者選任状況		消防計画作成状況	
				選任届出数 (法第8条 第2項)	選任率 %	計画届出数 (規則第3 条第1項)	作成率 %
1	イ	劇場・映画館	114	108	94.7	103	90.4
	ロ	公会堂・集会場	3,578	3,123	87.3	2,948	82.4
2	イ	キャバレー等	59	31	52.5	25	42.4
	ロ	遊技場	475	436	91.8	420	88.4
	ハ	風俗営業等	45	41	91.1	41	91.1
	ニ	カラオケボックス等	255	245	96.1	232	91.0
3	イ	待合・料理店	65	61	93.8	58	89.2
	ロ	飲食店	6,616	5,282	79.8	4,828	73.0
4		百貨店・店舗	6,688	5,257	78.6	4,915	73.5
5	イ	旅館・ホテル	999	917	91.8	907	90.8
	ロ	共同住宅	13,399	11,013	82.2	9,523	71.1
6	イ	病院・診療所	1,424	1,255	88.1	1,173	82.4
	ロ	老人短期入所施設等	1,516	1,412	93.1	1,346	88.8
	ハ	老人デイサービスセン ター等	2,462	2,323	94.4	2,235	90.8
	ニ	幼稚園等	504	498	98.8	486	96.4
7		学校	2,418	2,269	93.8	2,150	88.9
8		図書館	180	173	96.1	164	91.1
9	イ	蒸気・熱気浴場	30	26	86.7	25	83.3
	ロ	公衆浴場	82	78	95.1	70	85.4
10		停車場	21	18	85.7	18	85.7
11		神社・寺院	1,622	1,272	78.4	1,169	72.1
12	イ	工場・作業所	2,853	2,618	91.8	2,266	79.4
	ロ	映画スタジオ	4	4	100.0	4	100.0
13	イ	駐車場	26	23	88.5	17	65.4
	ロ	航空機格納庫	0	0	-	0	-
14		倉庫	559	483	86.4	396	70.8
15		事務所	4,922	4,031	81.9	3,662	74.4
16	イ	複合用途(特定)	13,963	9,385	67.2	8,154	58.4
	ロ	複合用途(非特定)	2,361	1,565	66.3	1,340	56.8
16の2		地下街	9	8	88.9	7	77.8
17		文化財	42	36	85.7	34	81.0
計			67,291	53,991	80.2	48,716	72.4

第8-3表 防火管理実施状況(その2)

消防法第8条の2関係

27.3.31現在

区 分		項 目	共同防火管理 実施対象数	協議事項届出状況	
				協議事項届出数	届出数 %
高層建築物			415	395	95.2
1	イ				
	ロ		8	8	100.0
2	イ		3	2	66.7
	ロ		3	3	100.0
	ハ		12	12	100.0
	ニ				
3	イ				
	ロ		89	84	94.4
4			34	30	88.2
5	イ		12	12	100.0
	ロ		84	79	94.0
6	イ		7	6	85.7
	ロ		8	7	87.5
	ハ		6	5	83.3
	ニ				
7			17	15	88.2
8					
9	イ				
	ロ				
10					
11			1		0.0
12	イ		4	2	50.0
	ロ				
13	イ				
	ロ				
14			1		0.0
15			109	107	98.2
16	イ		4,279	3,896	91.0
	ロ		536	495	92.4
16の2			15	15	100.0
16の3					
合計			5,643	5,173	91.7

第8-4表 防火対象物数の状況

27,331現在

区分 団体名	合計		1		2		3		4		5		6			7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16 の3	17	18	19		
	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	イ	ロ						
県計	235,990	161	3,639	90	600	62	268	117	5,889	10,040	1,374	75,411	3,520	1,907	3,512	861	7,637	312	40	140	244	3,597	37,991	14	2,511	33	21,246	22,880	21,170	10,462	9	1	230	22	
地上5階以上のもの	28,155	6	43	2	34	22	20	2	124	125	464	17,289	291	174	44		528	5			19	332	3	78	1	245	2,091	4,155	2,077			1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	8,854	20	106	4	34	14	17	12	164	200	222	2,070	242	97	67	63	468	53	6	3	99	197	234	6	112	132	1,848	1,862	488	9	1	4			
市計	222,105	143	3,367	87	565	62	256	96	5,551	9,423	1,077	71,414	3,322	1,816	3,280	835	7,363	285	39	136	227	3,343	35,347	14	2,447	9	19,426	21,449	20,347	10,122	9	1	225	22	
地上5階以上のもの	27,651	6	43	2	33	22	20	2	124	125	422	16,930	282	169	43		525	5			19	317	3	76		234	2,070	4,114	2,064			1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	8,674	20	99	4	33	14	17	12	161	198	179	2,043	237	94	65	63	464	52	6	3	99	194	222	6	111	130	1,795	1,854	485	9	1	4			
名古屋市	55,245	34	481	10	117	50	75	22	1,302	1,793	280	19,323	696	662	881	267	2,420	46	20	68	140	787	4,286	9	1,037	2	3,081	5,293	8,445	3,535	7	63	13		
地上5階以上のもの	17,785	1	27	27	22	17	2	100	76	191	10,193	137	92	21			332	3			18	116	3	37		145	1,487	3,106	1,631			1			
地下を有するもの 及び地階のみのも	5,614	7	38	1	14	14	12	10	84	87	103	15,522	109	55	33	26	287	13	4	2	93	113	66	6	62	46	959	1,448	360	7		3			
豊橋市	13,997	12	242	8	47	1	16	5	542	757	48	4,519	235	56	178	53	406	9	4	7		159	2,358	2	113	1,526	1,439	890	353		1	8	3		
地上5階以上のもの	755										17	384	14	3	1		25						12		1	8	53	158	57						
地下を有するもの 及び地階のみのも	276										7	16	11	3	2		12	3			2	5		6		6	86	76	14						
岡崎市	13,252	8	248	7	36		14	7	277	525	52	4,680	203	85	171	65	443	15	3	6	6	323	1,779		137	1,121	1,310	999	717			35			
地上5階以上のもの	867	1	1	1				2	8	18	566	11	6	3			22	1			1	14		2		2	68	97	43						
地下を有するもの 及び地階のみのも	350	1	5					9	9	7	65	10	3	3	4		22	4			16	16		5		10	82	53	26						
一宮市	11,517	6	172	11	66	9	21	10	415	618	79	2,951	208	98	221	49	253	7		19	1	211	2,677		53	959	1,007	912	469			14	1		
地上5階以上のもの	821		2				1	2	14	17	548	23	9	4			4					13		1	15	15	50	92	26						
地下を有するもの 及び地階のみのも	91	2	2	1			1	3	2	8	7	1	1				1					6		2	3	30	15	4							
瀬戸市	4,894	3	54	7	2		65	151	12	984	54	39	54	39	54	12	177	15	3	3	72	1,549		67	525	415	357	290			1	3			
地上5階以上のもの	268										2	210	9	3			4					3		2		1	5	22	7						
地下を有するもの 及び地階のみのも	154		1	1			1	7	3	19	4						15	2			4	17		6	10	27	20	12							
半田市	4,055	3	55	15			5	3	96	187	16	1,242	50	35	60	21	102	3	1	4	35	647		55	531	547	235	106			1				
地上5階以上のもの	237										10	151	4	3	1							2		1	1	1	14	28	22						
地下を有するもの 及び地階のみのも	76	1	1	1			1	1	1	1	10	1	2				4	1			1	3		1	2	38	7	1							
春日井市	10,455	3	138	6	18		18		200	404	15	4,027	175	75	123	42	293	4	3	4	85	1,784		80	988	789	756	412			10				
地上5階以上のもの	964		1				1	4	9	731	8	9	2				16					17		1	6	31	81	47							
地下を有するもの 及び地階のみのも	223		5				6	8	4	45	11	2	3	1	16	2					5	12		4	5	68	22	3	1						
豊川市	5,864	6	128	1	20		5	5	120	318	25	1,959	80	62	114	19	179	4			3	76	1,294		60	604	431	211	134			6			
地上5階以上のもの	188		1								10	125	5	3	3		1					5		3		2	10	9	11						
地下を有するもの 及び地階のみのも	70		2					4			1	7	3	2	3		4	1			9	3		1	19	9	2								



第8-4表 防火対象物数の状況

27.3.31現在

団体名	区分		1		2		3		4		5		6			7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		16		16						
	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ				
津島市	2,097	3	30	6	2	5	89	126	2	592	40	21	35	6	70	2	46	303	15	188	177	235	91	11																				
地上5階以上のもの	98						2			64	2	5					3	1		1	5	6	8																					
地下を有するもの 及び地階のみもの	19	1		1													1				12	1																						
碧南市	3,133	3	54	6	1	43	125	13	718	43	11	35	9	60	4	66	735	20	369	386	219	211																						
地上5階以上のもの	91	1								66	2						7		2	9	2	1																						
地下を有するもの 及び地階のみもの	41	2	2							4	2			3	2	2	2		1	11	6	1																						
刈谷市	5,529	4	44	3	16	2	5	144	214	12	2,215	80	36	44	20	148	843	52	364	642	402	142																						
地上5階以上のもの	383	1	1				2	1	11	239	8	3				3	12	6	3	53	31	9																						
地下を有するもの 及び地階のみもの	122	1	4	2			1	4	1	9	14	2				2	9	1	3	54	13																							
豊田市	14,867	9	367	1	32	8	2	302	608	92	4,599	199	68	181	46	531	2,392	243	920	1,641	1,392	944																						
地上5階以上のもの	996	2	2	1			2	4	22	651	8	2				32	16	11	78	117	50																							
地下を有するもの 及び地階のみもの	445	1	13	3	1		4	16	12	66	19		5	3	27	7	36	10	9	117	64	31																						
安城市	5,763	5	90	6	12	10	5	127	268	14	2,033	72	36	85	29	150	1,187	54	539	497	307	176																						
地上5階以上のもの	494	1	1	1			2	2	12	350	4	5	1			3	4	4	1	25	49	31																						
地下を有するもの 及び地階のみもの	52	1	1	1			1	1	3	6	1					1	5	1	20	5	4																							
西尾市	5,511	3	156	2	10	5	3	123	282	38	1,185	95	40	109	7	152	1,300	28	656	596	427	150																						
地上5階以上のもの	120						1	10	69	3	1					1	7		13	13	2																							
地下を有するもの 及び地階のみもの	71	1					1	2	11			1	2			1	3		2	36	6																							
蒲郡市	2,998	7	102	1	7	5	77	154	113	634	53	31	48	3	93	4	828	21	329	186	185	61																						
地上5階以上のもの	123	1					1	2	31	59	1					6	1		1	7	10	3																						
地下を有するもの 及び地階のみもの	29								9	4	2	2	1			2	2			3	3	1																						
犬山市	2,483	4	28	10	2	57	84	17	650	41	37	41	6	86	47	54	415	19	235	241	228	163																						
地上5階以上のもの	149	2					1	7	93	2	2					7	2		2	4	17	9																						
地下を有するもの 及び地階のみもの	72	1	3	1			2	5	5	2	2					8	2		5	14	9	6																						
常滑市	2,690	5	42	4	1	62	162	17	407	35	11	50	2	55	8	12	904	23	378	326	87	25																						
地上5階以上のもの	87	1						7	49	1								1	1	17	6	4																						
地下を有するもの 及び地階のみもの																																												
江南市	2,853	3	47	2	9	2	4	79	167	1	889	63	24	44	7	106	364	11	216	202	311	238																						
地上5階以上のもの	217															2	3		1	3	11	2																						
地下を有するもの 及び地階のみもの	23		2				1			4									2	9	3	1																						

第8-4表 防火対象物数の状況

27.3.31現在

団体名	区分	合計	1		2		3		4		5		6			7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16	17	18	19			
			イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ		
小牧市		6,562	3	84	11	7	110	256	21	1,875	72	32	62	24	142	4	1	62	1,354	46	2	1,178	634	376	205											
地上5階以上のもの		357	1						9	226	3	2	2		4				17			17	21	37	18											
地下を有するもの 及び地階のみもの		91	3	1	1	3	2	8	2	2	1				4			5	5		4	1	32	17	4											
稲沢市		4,242	4	83	14	6	11	92	13	1,120	84	48	72	6	147	6	2	137	793	25	2	383	414	363	215											
地上5階以上のもの		248		1	1				5	183	4	3			2				9				13	21	6											
地下を有するもの 及び地階のみもの		39							2	1	1				3	1		2	1			24	4													
新城市		1,903	1	63	15	3	4	75	81	264	37	11	44	1	100	10	3	44	475	22	2	123	224	155	31											
地上5階以上のもの		16							11	1									1				1	2												
地下を有するもの 及び地階のみもの		31	1	1		3	4			11			2										5	1	1											
東海市		4,247	3	64	2	17	132	220	11	1,332	76	19	39	11	97	2	1	48	689	50	3	366	642	311	105											
地上5階以上のもの		310		1					3	234	5				4				4				21	25	12											
地下を有するもの 及び地階のみもの		56	1						5	9	2	3	1					7				22	3													
大府市		3,517	1	45	1	6	4	1	89	1,181	57	36	45	6	61	1	2	41	829	24	2	259	300	260	107											
地上5階以上のもの		159			2				2	113	2	2			3				4			2	4	18	7											
地下を有するもの 及び地階のみもの		69								17	5	5			5	1		1	8				10	13												
知多市		2,474		73	1	2	1	38	70	966	46	16	41	7	67	3	2	44	299	23	2	168	319	206	72											
地上5階以上のもの		144								110	1				1				14			11	3	1	2											
地下を有するもの 及び地階のみもの		49		3					1	12	1				2			1	2				21	4												
知立市		2,571	1	36	2	4	5	64	101	7	1,249	25	13	25	6	53	2	29	250	16	1	114	197	198	173											
地上5階以上のもの		223								173	1				4				2				5	19	13											
地下を有するもの 及び地階のみもの		37	1						1	11	1	1			1			1	3				5	7	3											
尾張旭市		2,240	1	34	1	5	3	55	112	2	824	48	26	37	7	65	2	1	27	291	8	133	156	274	126											
地上5階以上のもの		175								134	2	2	1		2				2				7	22	1											
地下を有するもの 及び地階のみもの		43							1	12	1				3	1		5					12	6												
高浜市		1,741		15	7	2	31	80	1	601	20	11	18	8	47	2	1	9	414	10	202	124	80	58												
地上5階以上のもの		52								36	1								3			1	4	2	5											
地下を有するもの 及び地階のみもの		9	1												1									5	1											
岩倉市		1,836		23	3	4	1	2	56	83	3	830	46	9	25	2	40	1	33	204	4	139	95	191	42											
地上5階以上のもの		174								141	1	1							1			1	2	20	6											
地下を有するもの 及び地階のみもの		2								1													1													

第8-4表 防火対象物数の状況

27,331現在

団体名	1		2		3		4		5		6			7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		16の3		17		18		19				
	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ				
豊明市	2,076	3	45	16	70	115	3	842	55	18	24	28	88	2	24	219	10	115	142	184	68																							
地上5階以上のもの	187	1					1	140	6	6			15			2	2			2	14																							
地下を有するもの 及び地階のみのも	141	2	2	8	23	25		23	15	2	21	3	2			2	1			8	4																							
日進市	2,149	7	4	4	75	113	7	1,003	60	35	41	5	123	5	1	1	28	126	239	124	85																							
地上5階以上のもの	224						1	163	2				13	1		2				16	19	7																						
地下を有するもの 及び地階のみのも	135						4	1	55	3	3	17				3	1			20	15	5																						
田原市	2,283	106	1	4	1	76	114	49	417	22	18	43	2	128	7	2	61	386	351	121	50																							
地上5階以上のもの	38						5	19	1							5				5	3																							
地下を有するもの 及び地階のみのも	37	1					5	5	1	1						1				19	2																							
愛西市	1,485	1	40	1	1	39	69	2	229	27	20	61	13	81	1	1	21	480	129	62	36																							
地上5階以上のもの	22						1	18												1	2																							
地下を有するもの 及び地階のみのも																																												
清須市	2,801	27	8	8	79	97	2	840	53	10	58	2	60	6	4	1	33	634	201	162	80																							
地上5階以上のもの	134		1					87	2							9				8	18	4																						
地下を有するもの 及び地階のみのも	3							1												2																								
北名古屋市	3,892	34	1	12	5	123	181	2	1,245	46	18	43	5	76	2	2	33	700	206	238	192																							
地上5階以上のもの	135							1	101	3	2	1	6			1				3	11	2																						
地下を有するもの 及び地階のみのも	16							1		1						2				6	1																							
弥富市	2,384	35	1	3	1	49	78	5	478	29	10	31	2	53	1	2	35	525	356	153	95																							
地上5階以上のもの	62							1	41	1										4	7	4																						
地下を有するもの 及び地階のみのも	17																			13	1																							
みよし市	1,924	1	4	1	47	107	4	640	31	11	29	21	60	2	2	18	469	13	267	57	18																							
地上5階以上のもの	99							76	2				1			4				10	3	2																						
地下を有するもの 及び地階のみのも	25	1					1	4	5	2	2	1	2	2		1				5	1																							
あま市	2,532	2	59	1	3	2	6	85	99	30	9	40	10	53	3	35	506	1	125	128	70																							
地上5階以上のもの	106							84	2							3				3	9	5																						
地下を有するもの 及び地階のみのも	7															1				4	1	1																						
長久手市	2,043	1	12	3	3	46	123		1,066	36	19	28	6	98	7	6	12	79	203	116	77																							
地上5階以上のもの	143						1	112	3	1			6			1				6	7	5																						
地下を有するもの 及び地階のみのも	139						1	51	1	3	2	1	17	3		3	4		20	12	5																							

第8-4表 防火対象物数の状況

27,331現在

区分 団体名	合計		1		2		3		4		5		6			7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		16				
	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ				
町村計	18	272	3	35	12	21	338	617	297	3,997	198	91	232	26	274	27	1	4	17	254	2,644	64	24	1,431	1,820	823	340	823	340									5		
地上5階以上のもの		504		1				42	339	9	5	1	3							15	2	1	11	21	41	13														
地下を有するもの 及び地階のみもの		180		1		3	2	43	27	5	3	2	4	1					3	12	1		2	53	8	3														
東郷町		1,060		3		2	34	85	5	447	23	15	23	2	33				5	207			29	97	40	7														
地上5階以上のもの		80						4	64	2	1			1											2	6														
地下を有するもの 及び地階のみもの		1						1																																
豊山町		974		2		14	41	43	5	188	8	2	7	1	10	2			1	9	207	8	24	233	77	61	30													
地上5階以上のもの		39						1	21																															
地下を有するもの 及び地階のみもの		2																		2																				
大口町		1,026		26		1	23	33	1	255	11	5	11	4	17	1			10	259	10		171	107	45	35														
地上5階以上のもの		21							6	2	2				1					3			2	3	2															
地下を有するもの 及び地階のみもの																																								
扶桑町		1,085		2		21	33	48	372	25	9	13	1	27	1				14	200	3		84	83	95	52														
地上5階以上のもの		11							6											2						3														
地下を有するもの 及び地階のみもの		3							1																															
大治町		964		11		1	17	40	1	424	7	3	13	3	14				9	138	3		156	54	47	22														
地上5階以上のもの		35							1	29	1	1								1					1	1														
地下を有するもの 及び地階のみもの		9																	1	1					7															
蟹江町		1,239		21		3	2	1	48	56	5	537	22	4	22	2	1	2	17	213	4		69	62	86	36													1	
地上5階以上のもの		90							2	66	1									1			2	1	10	6														
地下を有するもの 及び地階のみもの																																								
飛島村		1,201		1		11	10	26	15	1	2	4		3					13	365	7		441	242	30	30														
地上5階以上のもの		8							2																															
地下を有するもの 及び地階のみもの		9							1											1																				
阿久比町		539		2		23	2	1	19	39		18	6	18	1	23	1		12	73	1		42	62	25	13														
地上5階以上のもの		31							30																															
地下を有するもの 及び地階のみもの		7							1																															
東浦町		1,039		21		5	1	14	42	359	15	14	28	2	31	2			16	204	5		106	119	37	18														
地上5階以上のもの		56							49																															
地下を有するもの 及び地階のみもの		25							6																															

第8-4表 防火対象物数の状況

27.3.31現在

団体名	区分	合計	1		2		3		4		5		6			7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16	17	18	19
			イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	
南知多町		921	27	4	26	34	198	113	8	3	10	11	3	51	135	3	110	75	96	13													
地上5階以上のもの		51					27	17						1					5	1													
地下を有するもの 及び地階のみのも		64	2				38	13						1	2			3	3	2													
美浜町		749	26	2	32	36	22	333	8	1	13	1	9	31	67	3	26	55	67	11													
地上5階以上のもの		10					2	3	1					1					1	1													
地下を有するもの 及び地階のみのも		12			1	1	2						1				1	5	1														
武豊町		1,336	18	6	1	20	49	10	387	19	8	20	25	14	291	8	249	145	45	18													
地上5階以上のもの		48					2	33	1	1					5				1	3	2												
地下を有するもの 及び地階のみのも		17		1					1	4	1				1				8	1													
幸田町		1,358	32	2	4	1	31	73	7	391	23	8	32	3	40	266	8	99	175	66	50												
地上5階以上のもの		23					3	13							1		1	1	3	1													
地下を有するもの 及び地階のみのも		31	3				2	5	1	1					1				14														
設楽町		193	10	1		5	18	11	4	6	5	1	12	2	3	15	1	4	48	43	3												
地上5階以上のもの																																	
地下を有するもの 及び地階のみのも																																	
東栄町		133	1	10	2	6	7	11	5	4	3	5	2	5	10	10	1	18	31	2													
地上5階以上のもの		1							1																								
地下を有するもの 及び地階のみのも																																	
豊根村		68	7		3	1	14	2	2	2	4	2	3	1	2	4				9													
地上5階以上のもの																																	
地下を有するもの 及び地階のみのも																																	

第8-5表 中高層建築物数の状況

27.3.31現在(単位:棟)

階別 団体名	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階
県計	84,351	37,668	18,552	9,938	4,620	3,829	2,937	1,687	1,602	1,157	550	439
名古屋市	37,412	11,400	8,227	5,326	2,924	2,659	1,939	1,285	1,204	802	396	313
豊橋市	3,438	2,005	678	381	135	88	57	20	27	14	5	8
岡崎市	3,775	2,017	891	383	131	90	84	41	37	35	11	9
一宮市	3,467	1,891	755	320	139	90	107	38	51	30	15	15
瀬戸市	1,094	674	152	129	35	22	24	13	10	14	5	4
半田市	1,017	564	216	64	57	31	34	15	11	9	1	6
春日井市	3,395	1,710	721	518	136	86	91	24	27	41	15	12
豊川市	1,133	693	252	92	38	18	18	8	4	2	4	2
津島市	492	279	115	38	18	14	5	3	3	3	4	
碧南市	614	401	122	59	11	8	4	4	1	2		2
刈谷市	1,811	953	475	143	68	55	34	22	9	10	12	7
豊田市	3,863	1,942	925	423	171	125	96	32	40	30	15	13
安城市	1,829	898	437	174	67	63	58	25	24	18	11	3
西尾市	913	605	188	66	24	11	5	3	2	3		1
蒲郡市	878	598	157	47	24	16	14	7	5	3	5	1
犬山市	681	382	150	73	39	9	12	3	8	3		
常滑市	426	265	74	32	14	10	12	9	1	2	1	2
江南市	812	435	160	154	14	10	5	8	6	3	1	2
小牧市	1,577	825	395	134	56	44	35	22	18	21	10	2
稲沢市	1,090	580	262	100	35	26	33	7	13	12	7	3
新城市	199	137	46	8	6	1	1					
東海市	1,373	683	380	146	55	41	19	14	8	7	3	4
大府市	950	561	230	59	21	29	15	6	4	6	1	4
知多市	635	363	128	97	20	9	6	2	4	5		
知立市	882	466	193	140	21	17	20	4	8	2	4	1
尾張旭市	768	440	153	48	39	35	26	4	2	10	4	2
高浜市	364	215	97	30	8	6	1	1	1	1		1
岩倉市	628	323	131	101	18	16	10	10	6	2	2	2
豊明市	750	419	144	102	20	23	11	8	4	4	3	2
日進市	812	454	134	68	37	32	32	9	15	5	4	4
田原市	285	186	61	20	11	3	2	1		1		
愛西市	178	119	37	11	2	3	1		2	1		1
清須市	949	564	251	56	28	19	14	3	4	4	2	1
北名古屋市	884	577	172	62	24	11	13	5	5	6	2	2
弥富市	325	207	56	16	20	7	8	2	5	3		
みよし市	453	257	97	39	16	10	17	3		9	2	1
あま市	648	401	141	36	23	16	12	4	5	8		
長久手市	692	399	150	37	32	25	9	7	5	7	1	6
東郷町	250	140	30	45	5	4	17	1	2	3	1	
豊山町	214	126	49	19	3	6	4	2		4		
大口町	209	122	66	13	5	3						
扶桑町	187	137	39	4	3	2		1		1		
大治町	302	200	67	16	6	3	2	2		1		1
蟹江町	367	205	72	26	18	10	12	2	10	2	1	
飛島村	100	73	19	6	2							
阿久比町	85	55	23	1	1	1		1	1	1	1	
東浦町	215	123	36	23	10	7	7	1	1	4	1	
南知多町	259	159	49	15	11	5	7	1	6	1		1
美浜町	127	92	25	5	2	2		1				
武豊町	265	158	59	23	14	5	2	2	1			1
幸田町	255	173	59	10	2	3	2	1	2	2		
設楽町	14	10	4									
東栄町	7	5	1		1							
豊根村	3	2	1									

第8-5表 中高層建築物数の状況

27.3.31現在(単位:棟)

14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階以上
734	513	16	9	18	12	14	8	7	4	5	6	26
500	345	12	6	15	8	6	5	6	4	3	5	22
12	3	1		2			1					1
22	19	1				3						1
7	6			1		1	1					
6	6											
2	6		1									
7	7											
1	1											
10												
13	9	1										
20	27				2	1	1					
29	16		1		1	1		1		1	1	
1	3					1						
					1							
	2											
2	2											
10	4											
10	3	1										1
6	6											
9	4											
6	8											
	1											
4	2											
	5											
3												
4	2		1									
4	6											
10	6					1				1		
1												
3												
5												
1												
2												
1	1											
4	10											
1	1											
1												
4												
7	2											
2												
3												1
1												

第8-6表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況

27.3.31現在

防火対象物の区分	防火対象物数									立入検査	消防用設備又は特殊消防用設備等設置検査		
	総数	地上5階未満(地下のみを除く)	地上5階以上	小計	うち	うち	うち	地下のみ	検査を要する対象物		検査届出対象物平成26年度中	検査済平成26年度中	
					地下1階	地下2階	地下3階以上						
1	イ	161	155	6	161	19	1			73	139	16	15
	ロ	3,639	3,594	43	3,637	98	5	1	2	960	1,849	94	87
2	イ	90	88	2	90	4				35	24	2	2
	ロ	600	558	34	592	23	3		8	199	475	35	24
	ハ	62	40	22	62	13	1			47	42	5	3
	ニ	268	248	20	268	16	1			120	216	17	16
3	イ	117	115	2	117	12				24	64	2	3
	ロ	5,889	5,740	124	5,864	135	4		25	1,916	1,936	125	121
4		10,040	9,889	125	10,014	161	10	3	26	3,194	5,241	361	323
5	イ	1,374	910	464	1,374	195	24	3		601	1,072	52	42
	ロ	75,411	58,141	17,269	75,410	1,946	115	8	1	11,047	38,680	1,116	975
6	イ	3,520	3,219	291	3,510	217	15		10	722	2,268	238	208
	ロ	1,907	1,731	174	1,905	93	1	1	2	1,506	1,899	295	282
	ハ	3,512	3,468	44	3,512	65	1	1		1,939	2,398	288	242
	ニ	861	840		840	42			21	239	739	40	29
7		7,637	7,109	528	7,637	432	31	5		984	5,809	620	533
8		312	307	5	312	44	9			127	224	19	15
9	イ	40	40		40	6				16	15	1	1
	ロ	140	140		140	3				25	37	1	
10		244	229		229	12	55	17	15	50	169	44	42
11		3,597	3,578	19	3,597	184	10	3		477	898	32	28
12	イ	37,991	37,655	332	37,987	220	8	2	4	5,667	19,504	1,037	780
	ロ	14	11	3	14	3	3			8	23	1	1
13	イ	2,511	2,400	78	2,478	59	17	3	33	209	1,470	84	62
	ロ	33	32	1	33					11	24	2	2
14		21,246	20,999	245	21,244	122	7	1	2	3,004	9,178	287	225
15		22,880	20,777	2,091	22,868	1,537	227	72	12	3,508	8,183	724	602
16	イ	21,170	17,014	4,155	21,169	1,573	208	80	1	9,193	15,331	1,145	1,007
	ロ	10,462	8,383	2,077	10,460	449	30	7	2	2,318	3,944	159	125
16の2		9							9	41	1	1	1
16の3		1							1	14	1		
17		230	229	1	230	3	1			66	46	5	5
18		22	22		22					3	3		
19													
20													
合計		235,990	207,661	28,155	235,816	7,686	787	207	174	48,343	121,902	6,848	5,801



第8-7表 消防用設備等設置状況(その1)

27.3.31現在

防火 対象物 の区分	自動火災報知設備							ガス漏れ火災警報設備					
	対象 物数	設置	うち 一部 違反	特例		経過 措置	違反	対象 物数	設置	うち 一部 違反	特例		違反
				32条 適用	17条の 2の5等 適用						32条 適用	17条の 2の5等 適用	
1	イ	135	134		1			7	7				
	ロ	1,875	1,720	19	150		5	20	20				
2	イ	33	28	5	1		4						
	ロ	523	515	10	2		6						
	ハ	52	49	2	1		2						
	ニ	266	260	10	3		3						
3	イ	73	66	1	2		5						
	ロ	2,113	1,956	71	68		89	2	2				
4		5,433	5,215	133	74		144	32	30		2		
5	イ	1,165	1,149	62	2		14	24	24				
	ロ	37,155	24,797	135	12,117	205	36	10	8		1		1
6	イ	2,236	2,167	27	55		14	66	64		2		
	ロ	1,926	1,911	16	2		13	8	8				
	ハ	2,574	2,549	30	16		9	8	8				
	ニ	765	763	6	1		1						
7		6,273	6,240	41	21	8	4	7	7				
8		214	213	1			1	1	1				
9	イ	33	33	2									
	ロ	23	23										
10		198	196		1	1							
11		434	404	8	4	15	11	1	1				
12	イ	19,116	16,601	592	470	1,059	986	3	3				
	ロ	11	11										
13	イ	1,277	1,139	2	127	1	10						
	ロ	33	29		3	1							
14		8,837	8,018	228	344	225	250	1	1				
15		8,073	7,773	58	222	51	27	26	26				
16	イ	12,197	9,425	340	2,280		492	172	171		1		
	ロ	2,849	2,632	103	167	10	40	2	2				
16の2		9	9					4	4				
16の3		1	1					1	1				
17		232	195	4	26		11						
18													
19													
20													
合計		116,134	96,221	1,906	16,160	1,576	2,177	395	388		6		1

第8-7表 消防用設備等設置状況(その2)

27.3.31現在

防火 対象物 の区分	スプリンクラー設備								屋内消火栓設備					
	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	区画 設置	対象 物数	設置	特例			違反
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用						うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用	
1	イ	41	38		3			1	79	76		2		1
	ロ	54	52		2				332	322	2	6		4
2	イ								7	1				6
	ロ	56	53	2	2		1	4	130	126	1			4
	ハ													
	ニ	2	2						9	4				5
3	イ								13	12	1	1		
	ロ	4	4						82	49	1	4		29
4		472	464	7	2		6	5	654	547	10	14		93
5	イ	84	82				2	7	422	404	6	2		16
	ロ	1,599	286		1,313			1	8,881	1,652	9	7,198	22	9
6	イ	328	322	4	6			9	338	328	3	6		4
	ロ	1,598	1,584	12	6		8	7	75	69		5		1
	ハ	49	48	1	1				202	185	1	8		9
	ニ	10	10						97	88		7		2
7		30	30						4,277	4,242	16	26	5	4
8		2	2						94	86		5	1	2
9	イ	1	1						12	12				
	ロ								10	9		1		
10		85	85						127	122		5		
11		6	6						153	104	2	19	15	15
12	イ	48	45		2		1	1	6,977	5,245	112	254	519	959
	ロ	1	1						5	5				
13	イ	6	6						14	12		1		1
	ロ								5	5				
14		64	56		8			3	2,735	2,220	46	201	72	242
	ラック	34	28		6									
15		147	145		2				2,762	2,501	16	216	16	29
16	イ	883	855	37	18		10	16	1,225	1,074	28	95		56
	ロ	47	36	3	11			1	581	498	25	56	2	25
16の2		8	8						8	8				
16の3		1	1											
17									6	6	1			
18														
19														
20														
合計		5,626	4,222	66	1,376		28	55	30,312	20,012	280	8,132	652	1,516

第8-7表 消防用設備等設置状況(その3)

27.3.31現在

防火 対象物 の区分	漏電火災警報器					水噴霧消火設備等						
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例		違反		
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条の 2の5 等適用			
1	イ	3	3			20	20					
	ロ	21	21			58	58					
2	イ	1	1			1	1					
	ロ	10	10			84	84					
	ハ	2	2			1	1					
	ニ					6	6					
3	イ	11	11			2	2					
	ロ	186	184		1	1	18	17	2		1	
4		27	25				486	481	1	3	2	
5	イ	61	61	1		152	147		1		4	
	ロ	683	655			28	1,859	1,850	4	7	2	
6	イ	51	49			2	138	136		2		
	ロ	32	32				67	67	1			
	ハ	54	53			1	19	19				
	ニ	15	15				1	1				
7		19	19				116	115		1		
8		5	5				27	27				
9	イ	8	8				5	5	1			
	ロ	55	55				4	4				
10							14	12		2		
11		51	48			3	17	16			1	
12	イ	109	107			2	1,140	1,089	4	26	8	17
	ロ						3	3				
13	イ						1,858	1,838	5	11	2	7
	ロ						24	20			4	
14		13	13				108	106	2			2
15		48	48				1,354	1,321	2	29	2	2
16	イ	137	135	2	1	1	952	945	11	7		
	ロ	30	29			1	325	324	3			1
16の2							6	6				
16の3												
17		5	5				1	1				
18												
19												
20												
合計		1,637	1,594	3	5	38	8,866	8,722	36	89	16	39

第8-7表 消防用設備等設置状況(その4)

27.3.31現在

防火 対象物の 区分	非常警報設備						屋外消火栓設備					
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	120	104		16		7	7				
	ロ	2,586	2,161	12	409	16	5	5				
2	イ	56	36		13	7	1	1				
	ロ	357	354			3	1	1				
	ハ	7	6			1						
	ニ	64	64	2								
3	イ	9	9	1								
	ロ	3,772	3,654	28	14	104	1	1				
4		3,101	3,037	26	12	52	35	34	1			1
5	イ	368	366	4		2	3	3				
	ロ	9,878	6,259	16	3,558	61	33	22	10			1
6	イ	964	954		3	7	18	16	2			
	ロ	325	324		1		3	2				1
	ハ	539	525	1	9	5	1	1				
	ニ	272	270		2		1	1				
7		3,443	3,427	7	6	10	54	48	6			
8		134	133			1	5	5				
9	イ	29	29									
	ロ	56	41		13	2	1	1				
10		42	42				2	2				
11		1,274	1,129	10	82	63	46	44	2			
12	イ	562	532	3	4	26	2,005	1,889	23	18	19	79
	ロ	13	3			10						
13	イ	42	41			1	8	8				
	ロ	1	1									
14		166	162	1		4	886	852	14	11	4	19
15		3,134	3,049	11	43	42	255	232	17			6
16	イ	4,841	4,624	46	49	168	29	26	3			
	ロ	960	887	2	28	45	60	58	1			2
16の2		9	9									
16の3												
17		18	18				7	7				
18												
19												
20												
合計		37,142	32,250	170	4,262	630	3,467	3,266	39	69	23	109

第8-7表 消防用設備等設置状況(その5)

27.3.31現在

防火 対象物 の区分	誘導灯						非常コンセント設備					
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	155	137	1	17	1	1					
	ロ	3,321	3,017	27	292	12	1	1				
2	イ	80	76	4		4						
	ロ	586	581	7	2	3	1	1				
	ハ	71	66			5						
	ニ	268	267	11		1	2	2				
3	イ	81	81	1								
	ロ	6,803	6,660	112	62	81						
4		9,889	9,698	125	57	134	5	5				
5	イ	1,327	1,325	40		2	58	58				
	ロ	5,672	4,096	14	1,564	12	3,111	3,110	3	1		
6	イ	3,496	3,480	28	6	10	16	16				
	ロ	1,983	1,956	6	16	11	4	4				
	ハ	3,427	3,331	12	64	32	2	2				
	ニ	781	770	6	10	1	1	1				
7		1,499	1,470	43	22	7	20	20				
8		153	153	1			1	1				
9	イ	42	42	1								
	ロ	63	62		1							
10		143	141		2		9	9				
11		337	305	5	17	15						
12	イ	4,466	3,954	70	144	368	2	2				
	ロ	9	9									
13	イ	556	532	2	18	6	2	2				
	ロ	16	16									
14		3,095	2,660	43	237	198						
15		6,845	6,516	28	254	75	103	103				
16	イ	15,357	15,036	292	134	187	200	200	2			
	ロ	2,054	1,964	39	45	45	73	73				
16の2		9	9				6	5		1		
16の3		1	1									
17		6	5		1		1	1				
18												
19												
20												
合計		72,591	68,416	918	2,965	1,210	3,619	3,617	5	2		

第8-7表 消防用設備等設置状況(その6)

27.3.31現在

防火 対象物 の区分	避難器具						排煙設備					
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用	
1	イ	26	24		2		9	9				
	ロ	576	529	3	43		16	15		1		
2	イ	19	17	1			1	1				
	ロ	155	150	1	1		18	18	1			
	ハ	42	42	1								
	ニ	123	122								1	
3	イ	34	33	1								1
	ロ	1,271	1,204	36	7							60
4		454	434	11	3		268	247	2	18		3
5	イ	547	529	17	7							11
	ロ	21,864	21,384	92	454							26
6	イ	638	631	3	6							1
	ロ	471	465	1	5							1
	ハ	714	672	5	35							7
	ニ	320	305	2	9							6
7		2,738	2,723	12	7							8
8		28	27									1
9	イ	6	6									
	ロ	5	5									
10		1	1				70	64		6		
11		144	142		1							1
12	イ	426	416	2	1							9
	ロ	4	4									
13	イ	1	1				30	26		3		1
	ロ	2	2									
14		174	172		1							1
15		2,265	2,245	10	3							17
16	イ	4,455	4,346	84	36		214	205	1	7		2
	ロ	1,467	1,436	31	8		13	12		1		23
16の2							5	4		1		
16の3												
17		1			1							
18												
19												
20												
合計		38,971	38,067	313	630		274	644	601	4	37	6

第8-7表 消防用設備等設置状況(その7)

27.3.31現在

防火 対象物 の区分	連結散水設備						連結送水管						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	1			1		7	7					
	ロ	4	3		1		22	22					
2	イ												
	ロ	1	1				27	27	2				
	ハ						4	4					
	ニ						9	9					
3	イ												
	ロ						24	24	1				
4		10	4		6		63	63	2				
5	イ	6	3		3		387	387	5				
	ロ	124	57		67		9,882	9,879	87	3			
6	イ	6	3		3		170	170	1				
	ロ						69	69					
	ハ	4	3		1		15	15	1				
	ニ												
7		51	33		17	1	298	298	3				
8		12	11		1		4	4					
9	イ												
	ロ												
10		27	6		18		3	15	15				
11		5	2		3			9	9				
12	イ	16	15		1		148	142	1	4	1	1	
	ロ	1	1				3	3					
13	イ	5	4		1		106	106					
	ロ						6	6					
14		5	4		1		106	104				2	
15		196	134		58	2	2	1,126	1,122	13	3	1	
16	イ	46	30		15		1	1,454	1,450	112	3	1	
	ロ	17	13		3		1	739	738	49		1	
16の2		5			5			6	5		1		
16の3													
17													
18								17	15		2		
19													
20													
合計		542	327		205	3	7	14,716	14,693	277	16	1	6

第8-7表 消防用設備等設置状況(その8)

27.3.31現在

防火 対象物の 区分	動力消防ポンプ設備						消防用水						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	2	2				8	8					
	ロ						3	3					
2	イ						1	1					
	ロ						4	4					
	ハ												
	ニ												
3	イ												
	ロ	2	1				1	1				1	
4		4	4				71	71					
5	イ	4	3				3	3				1	
	ロ	54			54		103	102		1			
6	イ	2	2				58	57		1			
	ロ						9	8				1	
	ハ						3	3					
	ニ												
7		8	8				61	49		12			
8							1	1					
9	イ												
	ロ												
10							1	1					
11		3	2		1		6	6					
12	イ	912	907	7			944	930	14	2	4	8	
	ロ												
13	イ	3	3				37	37					
	ロ						1	1					
14		184	180	1		1	3	184	179		4	1	
15		169	166				3	224	215		8		1
16	イ	7	5		2			105	105				
	ロ	13	12				1	33	33				
16の2													
16の3													
17		4	4										
18													
19													
20													
合計		1,371	1,299	8	57	1	14	1,861	1,818	14	28	5	10



第8-7表 消防用設備等設置状況(その9)

27.3.31現在

防火対象物の区分		非常電源						
		設置済				既存不適格	違反	
		専用受電 A	自家発 B	蓄電池 C	燃料電池 D		A、B、C、Dのうち いずれかの設置 義務のあるもの	B、C、Dのうちい ずれかの設置義 務のあるもの
1	イ	3	80	4	1			
	ロ	26	292	30	1			4
2	イ		2				4	1
	ロ	10	143	7				5
	ハ						1	
	ニ	4	3	1			1	
3	イ	6	4					
	ロ	23	34	13			16	2
4		101	854	46			41	31
5	イ	38	384	46			8	9
	ロ	3,189	198	88	1	14	24	11
6	イ	48	446	43			4	5
	ロ	82	802	20			7	5
	ハ	71	127	12			1	5
	ニ	17	61	4				2
7		3,141	205	24	1	44	6	6
8		56	30	6				
9	イ	2	9					
	ロ	7	2					1
10		84	10	3				
11		56	17	3		2	10	
12	イ	4,528	382	117		270	621	31
	ロ	2	19	1		1	2	
13	イ	197	83	213			5	3
	ロ	7	8	8				
14		1,960	118	13		84	188	6
15		1,463	743	434		27	34	1
16	イ	324	1,148	214			29	20
	ロ	427	65	52			23	2
16の2		4	6	3				
16の3			1					
17		5	3	1				
18								
19								
20								
合計		15,881	6,279	1,406	4	442	1,025	150

第8-8表 消防用設備等の点検報告等の実施状況

27.3.31現在

防火 対象物 の区分	点検を要する防火対象物					報告済防火対象物					点検指定対象物						
	総数	1,000㎡未満		1,000㎡以上		総数	1,000㎡未満		1,000㎡以上		要点検対象物			報告済対象物			
		特定一階段等		特定一階段等			1,000㎡以上	特定一階段等		1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等		
1	イ	161	58	1	103		117	34	1	83		103		1	81		1
	ロ	3,925	3,425	23	500	14	2,365	1,951	13	414	12	500	14	23	413	12	13
2	イ	71	68	5	3		17	16	2	1		3		5	1		2
	ロ	590	309	9	281	4	371	141	4	230	2	281	4	9	227	2	4
	ハ	75	75	32			52	52	24					32			24
	ニ	260	222	22	38	3	158	126	18	32	3	38	3	22	32	3	18
3	イ	91	81	5	10	3	37	31	2	6	3	10	3	5	6	3	2
	ロ	7,108	7,033	280	75	11	2,802	2,740	133	62	8	75	11	280	62	8	133
4		10,401	8,512	156	1,889	66	5,076	3,659	73	1,417	47	1,889	66	156	1,410	47	73
5	イ	1,362	717	145	645	79	866	360	85	506	71	645	79	145	493	71	85
	ロ	73,726	52,099		21,627		43,327	26,573		16,754		21,591			16,661		
6	イ	3,607	2,795	71	812	61	1,908	1,268	60	640	49	812	61	71	633	49	60
	ロ	1,996	1,131	54	865	27	1,576	854	48	722	28	865	27	54	718	28	48
	ハ	3,801	3,148	61	653	4	2,811	2,249	50	562	3	653	4	61	549	3	50
	ニ	864	515	13	349	12	663	373	11	290	11	349	12	13	289	11	11
7		7,524	2,860		4,664		5,979	2,135		3,844		4,605			3,779		
8		306	172		134		251	131		120		131			118		
9	イ	44	20		24		31	12		19		24			19		
	ロ	139	128		11		76	65		11		11			11		
10		244	121		123		199	88		111		123			111		
11		3,260	2,955		305		1,320	1,102		218		302			215		
12	イ	37,587	26,996		10,591		15,894	9,127		6,767		10,452			6,646		
	ロ	27	20		7		9	4		5		5			5		
13	イ	2,742	1,788		954		1,847	1,105		742		953			732		
	ロ	35	8		27		8	4		4		27			4		
14		21,423	17,051		4,372		9,714	6,815		2,899		4,363			2,875		
15		22,082	16,127		5,955		13,261	8,699		4,562		5,906			4,511		
16	イ	21,594	15,826	410	5,768	138	11,023	6,574	246	4,449	104	5,768	138	410	4,446	104	246
	ロ	9,731	7,006		2,725		4,802	2,610		2,192		2,721			2,189		
16の2		18	5		13		17	5		12		13			12		
16の3		1			1							1					
17		221	209		12		157	146		11		12			11		
18		14	6		8		9	2		7		8			7		
19																	
20																	
特定防火 対象物計		55,969	43,940	1,287	12,029	422	29,890	20,445	770	9,445	341	12,029	422	1,287	9,391	341	770
非特定防火 対象物計		179,061	127,546		51,515		96,853	58,606		38,247		51,210			37,875		
合計		235,030	171,486	1,287	63,544	422	126,743	79,051	770	47,692	341	63,239	422	1,287	47,266	341	770

※ 特定防火対象物は、1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回報告が義務づけられている。

第8-9表 防災物品使用状況

27.3.31現在

防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン等				じゅうたん等				合 板				
		防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	
		防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品			
1	イ	153	112	39	2	95	5	49	4	23	1	119	10	
	ロ	3,659	2,284	188	886	301	1,232	161	1,871	395	121	23	3,128	387
2	イ	91	44	12	25	10	33	10	38	10	12		69	10
	ロ	619	259	43	277	40	194	29	349	47	20	2	550	47
	ハ	63	42	1	17	3	36	2	22	3	1		59	3
	ニ	267	104	17	128	18	71	11	165	20	5	2	231	29
3	イ	107	54	6	39	8	44	6	49	8	2		103	2
	ロ	6,090	2,460	367	2,568	695	1,098	254	3,963	775	174	43	5,070	803
4		10,755	3,413	329	5,704	1,309	1,685	385	7,285	1,400	351	59	8,845	1,500
5	イ	1,364	1,043	130	126	65	896	121	266	81	48	46	1,160	110
6	イ	3,956	2,526	181	951	298	1,311	168	2,141	336	146	20	3,374	416
	ロ	1,893	1,454	86	164	189	830	65	796	202	73	3	1,568	249
	ハ	3,520	2,472	250	506	292	1,396	197	1,568	359	147	37	2,862	474
	ニ	862	657	41	111	53	407	33	364	58	70	15	690	87
9	イ	41	28	2	7	4	22	2	13	4			36	5
12	ロ	28	14		13	1	12		14	2	7		20	1
16	イ	23,638	8,072	973	11,767	2,826	5,366	847	14,509	2,916	864	56	19,902	2,816
	ロ	398	33	9	245	111	20	6	261	111	8	1	313	76
16の2		9	8		1		7		2				9	
16の3		1		1					1				1	
高層建築物		2,188	853	133	625	577	750	152	735	551	117	6	1,626	439
合計		59,835	25,936	2,769	24,328	6,802	15,505	2,454	34,461	7,282	2,189	314	49,735	7,464

第8-10表 建築同意事務処理状況

平成26年4月1日～平成27年3月31日

申請要旨	同意		小計	不同意 件数	不同意の理由			総計
	指導無	指導有			消防法	建築基準法	その他	
新築	12,761	2,464	15,225					15,225
増築	910	451	1,361					1,361
改築	10	12	22					22
移転	8	1	9					9
修繕	1		1					1
模様替	3	2	5					5
用途変更	70	90	160					160
その他	414	76	490					490
合計	14,177	3,096	17,273					17,273

第8-11表 防火対象物定期点検報告等の実施状況

27.3.31現在

防火 対象物 の区分	該当防火対象物数				点検報告済 防火対象物数		特例認定済 防火対象物数		点検報告 件数		認定件数		
	第1号該当		第2号該当		第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	
		複数 権原		複数 権原									
1	イ	80	1	1		24	1	34		29	1	18	
	ロ	1,085	37	19		613	9	226	4	676	8	46	4
2	イ	1	1	5	3						1		
	ロ	287	6	8		189	4	24		203	4	11	
	ハ			26	7		22				32		
	ニ	30		24	2	22	17			23	18		
3	イ	2		5			2	1	1		2	1	1
	ロ	38	8	252	20	17	104	1	4	52	119	2	4
4		886	72	165	4	553	60	143	4	650	63	78	2
5	イ	116	10	187	1	67	87	23	27	83	89	19	21
6	イ	178	7	82	2	94	36	42	22	100	40	27	21
	ロ	18	1	62	3	8	40	3	2	11	43	4	2
	ハ	72	2	40		38	20	19	7	44	20	5	6
	ニ	120		20		57	10	30	1	58	10	18	1
9	イ	17	2			13		1		16		1	
16	イ	1,473	701	469	270	608	168	225	19	5,542	787	1,385	23
16の2		4	4	8						150	8	380	
合計		4,407	852	1,373	312	2,303	580	772	91	7,637	1,245	1,995	85

第8-12表 平成26年度消防設備士試験実施状況

平成27年3月31日

消防設備士 試験の区分		試験 申請者数 (ア)	試験 受検者数 (イ)	筆記試験		実技試験		最終合格	
				合格者数 (ウ)	合格率 (ウ)/(イ)	合格者数 (エ)	合格率 (エ)/(ウ)	合格者数 (オ)	最終 合格率 (オ)/(イ)
甲 種	特類	63	59	9	15.3	-	-	9	15.3
	第1類	591	456	204	44.7	110	53.9	110	24.1
	第2類	139	116	58	50.0	35	60.3	35	30.2
	第3類	202	163	90	55.2	46	51.1	46	28.2
	第4類	878	720	431	59.9	252	58.5	252	35.0
	第5類	152	115	66	57.4	36	54.5	36	31.3
	小計	2,025	1,629	858	52.7	479	55.8	488	30.0
乙 類	第1類	124	106	64	60.4	27	42.2	27	25.5
	第2類	34	31	19	61.3	13	68.4	13	41.9
	第3類	47	41	22	53.7	7	31.8	7	17.1
	第4類	420	337	231	68.5	158	68.4	158	46.9
	第5類	59	53	38	71.7	21	55.3	21	39.6
	第6類	1,171	962	613	63.7	418	68.2	418	43.5
	第7類	200	171	116	67.8	41	※ 83.7	108	63.2
	小計	2,055	1,701	1,103	64.8	685	62.1	752	44.2
合 計		4,080	3,330	1,961	58.9	1,164	59.4	1,240	37.2

※電気工事士免状所持者は、実技試験を免除されています。

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～平成26年度)

年度	種別	区分	合計	甲種						
				小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類
41	5	申請者数	147,234	77,089	345	25,523	5,328	5,434	36,964	3,495
		受験者数	128,425	66,297	310	21,529	4,617	4,607	32,133	3,101
		合格者数	51,548	24,397	48	6,656	2,150	1,760	12,528	1,255
		合格率	40.1	36.8	15.5	30.9	46.6	38.2	39.0	40.5
		免状交付数	51,233	24,269	43	6,629	2,142	1,755	12,457	1,243
22	申請者数	3,583	1,716	53	518	115	122	774	134	
	受験者数	3,052	1,430	46	418	98	111	644	113	
	合格者数	976	388	8	117	33	22	187	21	
	合格率	32.0	27.1	17.4	28.0	33.7	19.8	29.0	18.6	
	免状交付数	963	382	7	116	33	22	183	21	
23	申請者数	4,657	2,260	82	617	175	165	1,031	190	
	受験者数	3,790	1,771	71	454	148	135	820	143	
	合格者数	1,241	485	16	91	36	46	238	58	
	合格率	32.7	27.4	22.5	20.0	24.3	34.1	29.0	40.6	
	免状交付数	1,202	467	16	88	36	44	226	57	
24	申請者数	4,233	1,935	63	526	140	144	891	171	
	受験者数	3,467	1,525	55	398	124	117	689	142	
	合格者数	1,147	343	7	70	35	20	178	33	
	合格率	33.1	22.5	12.7	17.6	28.2	17.1	25.8	23.2	
	免状交付数	1,100	338	7	68	35	19	176	33	
25	申請者数	4,315	2,138	59	601	149	186	955	188	
	受験者数	3,496	1,677	54	455	118	146	757	147	
	合格者数	1,179	534	14	97	49	61	271	42	
	合格率	33.7	31.8	25.9	21.3	41.5	41.8	35.8	28.6	
	免状交付数	1,131	514	13	93	46	60	261	41	
26	申請者数	4,080	2,025	63	591	139	202	878	152	
	受験者数	3,330	1,629	59	456	116	163	720	115	
	合格者数	1,240	488	9	110	35	46	252	36	
	合格率	37.2	30.0	15.3	24.1	30.2	28.2	35.0	31.3	
	免状交付数	1,224	479	9	107	34	47	248	34	
累計	申請者数	168,102	87,163	665	28,376	6,046	6,253	41,493	4,330	
	受験者数	145,560	74,329	595	23,710	5,221	5,279	35,763	3,761	
	合格者数	57,331	26,635	102	7,141	2,338	1,955	13,654	1,445	
	合格率	39.4	35.8	17.1	30.1	44.8	37.0	38.2	38.4	
	免状交付数	56,853	26,449	95	7,101	2,326	1,947	13,551	1,429	

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～平成26年度)

種別	区分	乙種							試験日	
		小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類		第7類
申請者数		70,145	6,716	1,835	2,295	11,332	1,923	29,824	16,220	
受験者数		62,128	5,992	1,648	2,066	9,733	1,725	26,576	14,388	
合格者数		27,151	1,910	565	615	3,412	784	11,032	8,833	
合格率		43.7	31.9	34.3	29.8	35.1	45.4	41.5	61.4	
免状交付数		26,964	1,903	559	611	3,358	777	10,971	8,785	
申請者数		1,867	118	38	31	394	52	1,081	153	(財)消防試験研究センターに委任 H22.9.5 H22.9.12
受験者数		1,622	100	35	28	326	47	941	145	
合格者数		588	19	12	6	135	19	303	94	
合格率		36.3	19.0	34.3	21.4	41.4	40.4	32.2	64.8	
免状交付数		581	18	12	6	129	20	303	93	
申請者数		2,397	157	38	55	452	63	1,418	214	(財)消防試験研究センターに委任 H23.9.4 H23.12.18
受験者数		2,019	123	33	46	368	56	1,210	183	
合格者数		756	31	8	16	137	23	413	128	
合格率		37.4	25.2	24.2	34.8	37.2	41.1	34.1	69.9	
免状交付数		735	29	8	16	137	22	399	124	
申請者数		2,298	149	38	50	466	73	1,264	258	(財)消防試験研究センターに委任 H24.8.26 H24.12.23
受験者数		1,942	131	32	43	377	61	1,075	223	
合格者数		804	35	16	15	151	20	416	151	
合格率		41.4	26.7	50.0	34.9	40.1	32.8	38.7	67.7	
免状交付数		762	35	16	15	140	19	397	140	
申請者数		2,177	141	44	48	416	68	1,226	234	(一財)消防試験研究センターに委任 H25.8.18 H25.12.22
受験者数		1,819	118	42	44	334	60	1,022	199	
合格者数		645	31	14	19	120	26	318	117	
合格率		35.5	26.3	33.3	43.2	35.9	43.3	31.1	58.8	
免状交付数		617	29	13	19	108	27	315	106	
申請者数		2,055	124	34	47	420	59	1,171	200	(一財)消防試験研究センターに委任 H26.8.17 H26.11.30
受験者数		1,701	106	31	41	337	53	962	171	
合格者数		752	27	13	7	158	21	418	108	
合格率		44.2	25.5	41.9	17.1	46.9	39.6	43.5	63.2	
免状交付数		745	26	14	7	157	19	411	111	
申請者数		80,939	7,405	2,027	2,526	13,480	2,238	35,984	17,279	
受験者数		71,231	6,570	1,821	2,268	11,475	2,002	31,786	15,309	
合格者数		30,696	2,053	628	678	4,113	893	12,900	9,431	
合格率		43.1	31.2	34.5	29.9	35.8	44.6	40.6	61.6	
免状交付数		30,404	2,040	622	674	4,029	884	12,796	9,359	

第8-14表 消防設備士講習実施状況

昭和50年度～平成8年度

年度	区 分	講習実施区分					計
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	
50 5 8	受講申請者数	16,976	4,371	31,912	2,547	12,672	68,478
	受講者数	16,384	4,184	30,983	2,458	12,379	66,388
	欠席者数	592	187	929	89	293	2,090

平成9年度～26年度

年度	区分	講習実施区分				計
		特殊消防用設備	消火設備	警報設備	避難設備	
9～ 16	受講申請者数		7,845	11,516	7,627	26,988
	受講者数		7,686	11,288	7,526	26,500
	欠席者数		159	228	101	488
17	受講申請者数		1,214	1,802	974	3,990
	受講者数		1,181	1,767	957	3,905
	欠席者数		33	35	17	85
18	受講申請者数		936	1,724	1,078	3,738
	受講者数		914	1,684	1,061	3,659
	欠席者数		22	40	17	79
19	受講申請者数	35	894	1,443	1,077	3,449
	受講者数	34	883	1,419	1,064	3,400
	欠席者数	1	11	24	13	49
20	受講申請者数	20	822	1,209	875	2,926
	受講者数	20	809	1,189	860	2,878
	欠席者数	0	13	20	15	48
21	受講申請者数	13	1,087	1,364	1,187	3,651
	受講者数	13	1,059	1,345	1,167	3,584
	欠席者数	0	28	19	20	67
22	受講申請者数	26	1,116	1,708	1,067	3,917
	受講者数	26	1,099	1,670	1,055	3,850
	欠席者数	0	17	38	12	67
23	受講申請者数	16	890	1,762	1,175	3,843
	受講者数	16	866	1,717	1,165	3,764
	欠席者数	0	24	45	10	79
24	受講申請者数	40	879	1,454	1,141	3,514
	受講者数	38	863	1,429	1,127	3,457
	欠席者数	2	16	25	14	57
25	受講申請者数	39	841	1,310	1,015	3,205
	受講者数	38	831	1,293	1,005	3,167
	欠席者数	1	10	17	10	38
26	受講申請者数	28	1,015	1,337	1,214	3,594
	受講者数	27	1,002	1,313	1,201	3,543
	欠席者数	1	13	24	13	51
累 計	受講申請者数	217	17,539	26,629	18,430	62,815
	受講者数	212	17,193	26,114	18,188	61,707
	欠席者数	5	346	515	242	1,108